

## 都市整備部の運営方針、重点項目(令和7年度)

### 都市整備部の概要

所属課と人員 (R7.4.1現在)	都市計画課・道路交通課・下水道課・国立駅周辺整備課(富士見台地域まちづくり担当含む)・南部地域まちづくり課(都市農業振興担当含む)	69 人
----------------------	---	------

### 都市整備部の運営方針

- ・「国立市人材育成方針」に基づいてまとめた部のミッション(都市整備部の存在意義)を「地域ごとの価値を活かし、市民生活を支える、魅力あるまちをつくる」としています。
- ・市民一人ひとりが「幸せ well being」を感じられる生活の土台をつくるためには、その基盤となるまちを、安心安全で魅力的なものにしていくことが必要です。そのまちを形づくることこそが都市整備部の存在意義となります。
- ・その存在意義に基づいて事業を進めていくにあたっては、「ソーシャルインクルージョン」「SDGs」の理念を念頭に事業を進めていくことが求められています。

### 令和7年度の重点項目

No.	項目	具体的な内容	達成状況
1	都市計画マスター プラン改訂事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスター・プランの改訂に向け、市民アンケート、ワークショップ、オープンハウス等により住民の意見を聞き、学識経験者のアドバイスを得ながら、市が目指す方針(全体構想、分野別方針等)の内容を検討します。</li> <li>・その過程で、沿道のまちづくりについて、調査・研究を進めるとともに、様々な方に意見を聞く取り組みを行っていきます。</li> </ul>	
2	地域交通施策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2026(令和8)年度に地域公共交通計画策定を見据え、地域公共交通の調査に係る事業者選定をプロポーザル方式で実施し、需要調査等を実施します。</li> <li>・既存の国立市交通安全計画が令和7年度で計画期間が終了するため、府内検討会で計画期間中の振り返りを行い、改善策を検討し、次期計画策定に反映します。</li> </ul>	
3	下水道事業経営戦 略の改定、雨水管 理総合計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業経営戦略を、社会情勢など変化に合わせ、見直しを行います。また、将来的な事業運営の安定化のため、下水道使用料金改定を見据えた、経営の基本方針、その他の収入に関する検討等を行い、財政計画、経営戦略を見直します。</li> <li>・降雨の局地化・集中化・激甚化に伴う浸水対策について、2023(令和5)年度に策定した雨水管理方針を基に、雨水管理総合計画を2025(令和7)年度中に策定・公表し、水防法に基づく内水出水想定区域図を指定・公表します。</li> </ul>	
4	国立駅周辺まちづ くり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立駅周辺整備課と道路交通課が一体で、国立駅南口駅前広場の設計業務を行います。</li> <li>・基本設計案について市民説明会等により市民の意見を聞き、基本設計を固めた上で実施設計業務に着手します。</li> <li>・設計を進める中で、暫定広場を実験的に活用し、整備後の活用についての検討を行います。</li> </ul>	

5	富士見台地域重点まちづくり構想に基づくプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点プロジェクト1に基づき、「クラブサバーブ」を実施します。特に次世代を担う若者世代を中心に、まちと関わる機会を創出し、空間を使いこなす実践を通じて、仲間と出会い、プロジェクトの芽を育てていき、こうした動きを、重点プロジェクト7・8・9にもつなげ、持続可能なまちづくりへつなげます。</li> <li>・重点プロジェクト7・8・9に基づき、団地再生と公共施設再編が同時に進むこの機会に、居住の安定を大前提として、地域の生活に根ざした課題と可能性に向き合いながら、「どのようなまちの姿を未来に手渡すか」を住民や関係者とともに考えます。市民一人ひとりが納得できるかたちで、まちの未来を共につくっていきます。</li> </ul>	
6	南武線沿線まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本旅客鉄道南武線連続立体交差事業と連動した沿線まちづくりを進めます。</li> <li>・2025(令和7)年度は、関係機関との協議を継続し、矢川駅南口駅前広場等の整備及び南武線連続立体交差事業に関する都市計画手続きを行います。</li> </ul>	
7	農地保全を推進するための諸制度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者に向けて、都市農地貸借円滑化法に基づく国立市生産緑地マッチング支援事業の周知を図り、農地所有者・農業者への意向調査を踏まえ、貸借希望者に対するマッチング支援を実施します。</li> <li>・また、肥料等の価格高騰による影響を被る農業者に対して、給付金事業を設計し、滞りなく実施します。</li> <li>・これらの取り組みに加え、今後の第四次農業振興計画の策定に向けて、農地保全の方法について検討するとともに、都市計画マスターplan改訂を行っている都市計画課と、農地保全に関する議論を重ねます。</li> </ul>	
8	職員の働き方改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務事務システムで、毎日、部の職員の前日の退庁時間を確認し、時間外が続く職員に対し、様子を聞くとともに、自身が退庁する前に、残業している職員に対して、声をかける取り組みを行います。</li> <li>・係同士、課同士の業務のバランスに関しては、課長と隨時意見交換をしながら、対応を検討していきます。</li> <li>・また、「自治体DXに向けた取組」に記したような取り組みを行うことを通じて、業務改善を図ります。</li> </ul>	
9	自治体DXに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通課管理係が中心となり、2024(令和6)年度に地理情報の電子化を行い、ウェブ上でその情報を共有できる「くにたちガイド」を構築し、2025(令和7)年3月より、道路情報、都市計画情報、下水道情報、農業情報を公開しました。それにより、窓口への来庁者の減少、職員の業務改善などにつながっています。このシステムの効果の検証及び評価を実施し、更なる効率化・住民サービスの向上を図ります。</li> <li>・都市計画マスターplan改訂業務において、市民意見の聴取、分析において、ブロードリスニング等の手法を有識者とともに協働して実施することを検討します。</li> </ul>	